

開 会 午後2時00分

○議長（阿部六平君） ただいまより、平成23年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

3番、里館裕子君、6番、及川 伸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定をお諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第4号 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについての専決処分について

日程第4 議案第32号 大槌町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第33号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

日程第6 発議第1号 東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会設置について

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第4号から日程第5、議案第33号までについて、当局より提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは私の方から、一括で提案を読み上げてまいります。

承認第4号、議案第32号及び議案第33号につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

す。

承認第4号、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについての専決処分については、地方自治法第252条の14第1号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することを平成23年5月9日に専決処分したことについて報告し、承認を求めるものであります。

議案第32号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令が平成23年5月2日に公布、施行されたことを受けて、大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正して、災害援護資金の償還期間の延長や据置期間、経過後の利率を引き下げるなどの災害援護資金の特別措置を附則において定めるものであります。

議案第33号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第1号）については、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波によるがれきの処理、がれき集積場整備工事及び緊急雇用創出事業に関する経費として歳入歳出に37億2,998万円を追加し、歳入歳出の総額を113億1,098万7,000円とするものです。

よろしく願いいたします。



日程第3 承認第4号 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについての専決処分について

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第4号平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについての専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 承認第4号平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについての専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項

の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分するものです。

記

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについて。

理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分により当該廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託するものです。

次のページをお願いします。

委託するための規約の条項です。主なものについて説明いたします。

まず第1条の事務の委託範囲ですが、今回の地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託するものです。

第3条の収入金は、鉄類等を売却して得た収入金であります。これは、設計額から控除されるものです。

第4条の経費の負担は、大槌町が負担し、岩手県に交付されるものです。

第5条の予算への計上ですが、岩手県が一般会計に予算計上し、大槌町も同様の措置をいたします。

第6条の繰越金ですが、予算に残額が生じた場合は、翌年度に繰越できる条項です。

附則、この規則は平成23年5月9日から施行する。

最後になりますけれども、次のページの協議書。この規約は第4条第2項の規定に基づくものです。1条は、経費の額及び交付の時期を定めることを目的とするものです。第2条、大槌町が負担する経費についてです。中身は廃棄物の管理に関する経費、仮置場における分別に要する経費、処理計画の策定に要する経費、収集運搬に要する経費、あと廃棄物の処分に要する経費、その他の経費であります。2条3番なんですが、収入金相当額は、先ほど申しましたように大槌町が負担する経費から控除するものであります。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

後藤君。

○12 番（後藤高明君） また今回も時間的余裕がないということで専決ということですが、前もちょっと出たと思うんだけど、その辺の判断、時間的余裕がないという判断についてちょっとお伺いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実は委託依頼をしたのが5月3日になっております。そして委託協議する上の議決、専決処分は5月9日、そして委託協議も同じくその日に行っております。あとそれから告示なんですけど、5月の17日にやりまして、それらの手続等で遅くなりまして、遅くなったといえば申しわけないんですけどもそういう時期に告示しましたもので、それからの臨時議会ということで対応させていただきました。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12 番（後藤高明君） やはり議会もあるわけだから、努めて専決はやらないように、議員さんたちの意見をやはり聞くべきだと思うんです。しかもこういう事態でしょう。ちょっと理解できないんだよね、毎回毎回。そう思いますけれども、どう思いますか、副町長。総務課長でもいい。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） そうですね。その専決処分は法的に許されておるわけですが、言いわけになりますけれども地域整備課は仮設住宅の用地交渉あるいは仮置場の用地交渉、いろいろな中でやっております、がれきを集めて処分するまではちょっと町単独ではできないので県の方をお願いしながら、今言ったいろいろな事務をやってきた中でなかなか時間が事前議決がとれなかったような環境がございますが、今後は務めて専決じゃなくて、こういう非常時でなかなか難しい面がありますけれどもそういったことに努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12 番（後藤高明君） テレビや新聞でもこれは有名な話なんです、九州の阿久根市。そうなるって行くんですよ、こういうことばかりやっていると。課長、分かるべ、阿久根市。（「はい」の声あり）結果がどうなったか。いつも言うけど行政と議会ではやはりそういう組織なのだから。あなたたちよりも私たちの方がいろいろな住民から選ばれているんですよ。それにいろいろな意見を持っているわけだよね。その整合性を図っているのは

議会だと思っただけけれども。まずこういうことのないようにひとつ要望して終わります。
以上です。

○議長（阿部六平君） 岡本君。

○15 番（岡本大作君） まずこの内容を見ますと、これは事務のということになっておりますけれども、事務だけじゃなくてこれは廃棄物の処分のための収集運搬等まで全部入っておりますが、こういうのは業者の選定とかそういったものまで入るのかというのが第1点と、あとこれもいずれ来る補正予算、約 26 億ですか。これがこの費用になるのかな。どうですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 選定については県が主体となります。県が選定します。

（「それから補正予算との関連は」の声あり）補正予算はがれきの除去です。宅地内、民有地のがれきの。要するに仮置場まで持ってくる分だけです。

○議長（阿部六平君） 岡本君。

○15 番（岡本大作君） ちょっとわかりやすくこれ説明してくれないかな。県に委託するというのは、そのことはわかる、県に委託するというのは。どういうところを県に委託して、例えばがれきの除去は別で、この場合も、だから事務委託ということになっているわけだ。この事務委託というのは、そしてその金額が云々ということが出てくるんだけれども、経費とかね。それはあくまでも事務経費なのか、それともその……、もっと簡単に言ってください。わかりやすく。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） これからお願いする補正予算の分は、あくまでも民地に今ある、民地にあるがれきを仮置場まで持っていくまでの工事費です。委託です。そして県に委託するのは、先ほど申し上げましたけれども、協議書の中で仮置場に置かれたもの、そのがれきの管理、あとは分別する経費、あとは処理するための計画、これは事務的な経費になります。収集運搬に関する経費、あと廃棄物の処分、処理、中間処理と最終処分までの経費になります。ですから、補正分はあくまでも現地にあるがれきを仮置場まで持っていく費用です、町でやる。あとがれき置場におかれたものを分別したり管理したりする経費が岩手県に委託する分。

○議長（阿部六平君） 岡本君。

○15 番（岡本大作君） わかりました。ということは、今、安渡の方のあの埋立地に置い

ているあのがれきを、今度はまた正式な置場に持っていくと。そのための管理と。それは、今もちょっと聞いたんですけども、何か沢山の方になると。今、沢山の方は盛んに整地みたいにしてはいますけれども、多分あそこがそうすればなるのかなと。それであいう場合、あのままの状態ですべてを置いていくのか、それとも何か下処理みたいなことをするのか。あの最終処分場が新山でやったように。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今、田のくろを出して要するにへどろ等をとっていました。そしてそれに遮水シート、ベントナイト系なんですけれども、何か突き刺さっても修復してそこを詰めるようなベントナイト系のシートをまず張りまして、その上に岩ずりを 15 センチくらい入れて、そして上に碎石を敷いて、それから実際のがれきを置くという計画です。

○議長（阿部六平君） （「議長、手を入れろよ。今、補正の部分にいつているから。今ここはここだけなんだから」の声あり）赤崎君。

○11 番（赤崎幾哉君） 事務委託を県にとというのはわかりましたが、今申しましたような仮の処分場から移動するとき、それからいろいろがれきを撤去したり運搬するというようなことの業者、これは民間に委託するようになっていると思うんですが……、今のところ自衛隊にやってもらっていますけれども。その辺の業者の選定というのはどのような方針でやろうとしているのか。

それからもう一つ。この大震災は沿岸 12 市町村みんな共通しているわけですから、この辺を近隣市町村で共同で作業というようなことはできないのか、その辺。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 選定については岩手県の方で行いますけれども、実は先月、県の方の方が見えまして、副町長の方からどういう選定方法になるのかという質問しましたら、どこの市町村も同じように地元優先で考えたいという回答をいただいております。それから、それについて特に県の方が考えているということで、よろしくということ帰られました。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） 沿岸 12 市町村それぞれがれきの処理を待っているという状況で、県北の方はそれなりに被害が多くなくてほぼ撤去は終わっていますが、やはり山田、大槌、この沿岸の方ががれきが多くて処理に困っているという状況

です。全市町村一緒にこぞってどこかにやろうという話にまではまだ至っておりませんので、我々の要望とすれば例えば内陸の方の市町村で引き受けてくれるようなところ等も出てきてほしいなと思っていますけれども、連携して一緒にがれきの処理についてこうしましょう、ああしましょうという話まではまだいっておりません。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11 番（赤崎幾哉君） わかりました。この 12 市町村だけだったのかどうかわかりませんが、県内でこういう災害をこうむった市町村の方々に会議を開いたような経緯が過去にあったように記憶していますけれども、そういう場を生かした、今、副町長がおっしゃったような。災害での後方支援は遠野市が管轄していますけれども、こういう大きな作業の場合はやはり 1 市、町あるいは村だけではなかなか大変じゃないのかなという感じがしています。ですから、今おっしゃったような内陸の方でも、どこでも受け入れるのは嫌でしょうけれども協力していただいて、この際お願いはできないものかなというふうに期待しておりますが。

それからがれきも、私は素人なのでよくわかりませんが、金属のものとかプラスチックとかガラスとか木材とか紙とかいろいろ分類しなきゃいけないのではないのかなと。その場合に専門の業者に委託せざるを得ないのではないのかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） そのとおりです。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17 番（阿部祐吉君） 協議書の 2 条 1 項に 1 号から 6 号ありますけれども、それに先ほど説明した経費の分野が書いてありますけれども。端的に言って、今回の震災によるこういう廃棄物処理等についての、県に払うのは実績ということですが、推計でいいですから、町内全域でどのぐらいかかると見ているのか。それともまだ推計もできないのか、その辺について伺います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今、県の試算なんですけど、大槌町の場合は 74 億 8,000 万くらい。あくまでも試算です。

○議長（阿部六平君） 伊藤安男君。

○13 番（伊藤安男君） 今の阿部議員の関連になるんですが、つまり、あの内容は分かり

ます。ただ、今、阿部議員の関連で、確かにこの「前項各号の経費の額は大槌町が処理実績等に基づき積算し、別途、岩手県が定める交付期日までに交付する」という場合です。終わった後に積算、計算して、そして差引計算して大槌町が岩手県に交付するというふうに理解するわけですが。その場合の予算計上とその場合の財源の問題なんです、莫大な経費です。これは国からの手当てがなる予算というふうに理解していいですか。国から来るんですか、その予算額が。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 通達ではなかったんですが、国の偉い方がほぼ町負担がない、ゼロに近いということを言っていました。

○議長（阿部六平君） 伊藤安男君。

○13 番（伊藤安男君） ただ、鉄類を売った場合の収入額も出てくるわけです。その差し引きということになるわけですね。その差し引きの額を国に申請して交付してもらうという形になるのか、それともあらかじめ国からこれくらいの予算しか出せないよというふうな形になるのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） やはり申請主義になると思います。要するにこちらからいくらという額をやって、足りなければ補正とかで対応してもらえると考えております。（「了解」の声あり）

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11 番（赤崎幾哉君） 副町長、この廃棄物処理の手続を広域でやるということを経済的にまちづくり、この沿岸地域の広域なまちづくりにつながっていくような方向で対応した方がいいんじゃないか。これはこれだけで切っちゃうということじゃなくて、将来的なこの沿岸地域のまちづくりにも生かすように、そういう連携をぜひお願いしたいなと思っておりますが、考え方をお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） ご存じだと思いますけれども、このがれきの処理あるいは分別処理というのは普通は市町村の事業ですが、県で代行できるという法律になっておりまして、そんな関係で、各市町村とも地元の市町村でやる市町村あるいは県に全部委託する市町村とばらばらなんです。ですから、意思統一で 12 市町村こぞってやるというのなかなか、自治体の事情もあるでしょうから難しい面がございます。

うちの場合のはがれき撤去の部分は町単独でやって、分別処理は県に委託した。あるいはそれを全部自治体でやるところもありますし、全部県に委託するところもあり、それぞれの事情がございますから、それでなかなか統一が図りにくいという部分がございます。現在までに来ていているという状況です。なかなか将来も一緒にというのは、それぞれの事情がありますから無理かなというふうに私は思っています。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6番（及川 伸君） ある資料を見ますと、このがれきの推計量が発表されているんですが、岩手県は583万トン、宮城県が595万トン、福島が287万トン。それで市町村別にもいろいろ出ていて、宮古が85万トン、大船渡が75万トンということなんですが、当町のがれきの推計量というのはどのくらいと見ていますか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 県の方の速報については748万トンということでした。しかし、うちの方で再積算というか想定した数字は276万トン……、27万6,000トンです。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6番（及川 伸君） そこで、先般新聞報道等で、そのがれき撤去について、被災した方々を優先的に、地元から優先的に雇用を認めるということで、釜石などは500人規模の雇用、それから大船渡も300人近い雇用を見込みというような報道がされていましたが、当町の広報を見ますと10名ということで広報されていますが、これは大変少ない数のように思われますが、これに限定したわけではないのか、また別にそのがれきの撤去あるいは分別に関して考えているのか、その辺の状況を教えてください。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 100から150人くらい予定しております。雇用は。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6番（及川 伸君） 先ほど言った推計量27.6万トンですか。これに対して100人、150人ぐらいということで、適正か適正じゃないかというのはちょっと専門家じゃないのでわからないんですが、一応これは堆積場まで持って行ってそれを分別、撤去に係る雇用だと思うんですけども、まずがれきの撤去に関して衛生上もかなり悪化しているように思いますし、溶連菌というのが大分各所の学校ではやってきているというようなことも聞いております。まずはそのがれきの撤去で衛生環境を早くよくしてほしいとい

う声が聞こえていますので、人数が必要ならばまた別途に雇用の方も考えていただいて、できるだけその地元の雇用を多くするように計らってもらいたいと思います。

それから最後なんですけど、この最終的な処分、これは県の方ほどのような処分を考慮しておられるか、その辺を聞いていればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 鉄くず類は売却、あと廃プラも再生できるのは再生する。あとは木くず関係はチップ、自動車リサイクル法、電化製品リサイクル法関係はそれなりの処分はしたいと考えております。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第4号平成23年度東北地方太平洋沖地震及び津波による廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについての専決処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第32号 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第32号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（瀧澤康司君） 議案第32号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴い、災害援護資金の特例措置を定めようとするものです。

新旧対照表をお願いいたします。

附則の改正です。

附則の2は、災害援護資金の貸し付けについて、償還期間を10年から13年に延ばす。

据置期間3年は6年とするものです。ただし、厚生労働大臣が被害の程度を勘案して定

める場合の据置期間5年は8年となります。また、利率については年3%を年1.5%と改正するものです。なお、保証人を立てる場合は無利子となります。

附則の3については、通常の借り入れでは保証人を立てなければなりません。当該震災の被災者については保証人を立てなくてもよいこととなります。また、償還免除の事由を追加し、支払期日到来から10年経過後においてなお無資力またはこれに近い状態にあり、かつ償還金を支払うことができる見込みがない場合も免除要件に該当することとなります。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） この条例改正案についてはわかりますが、参考までに伺いたいんですけれども、我々は手元に例規集もなくなった。それからホームページも壊れちゃって検索もできないと。新旧対照表がありますけれども、これらの総務の分野の今、例規集は、図書館もだめになったから、我々はどこで、事務局に聞いてもいいけど、聞いたらいいか、それとも加えて町のそういうものも含めた、ホームページの立ち上げはいつできるのか、できないのか、見通し立たないのか、その辺いまだどう見ているのかいづれ条項の提供が一切なかったのだからそういう意味で我々への提供もできないし、まあ受けて「はいはい」と言うだけなんだけれども。その辺は個人の努力もあるけれども、我々のそういう例規集その他を含めた町のデータがどこでどうなのか、その辺について今後の見通しを含めて伺います。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今、災害対策本部のホームページは立ち上がっております。その中にこういう例規集はデータとしてはありますので、その部分で掲示をして見れる様にしたいと思います。また、必要に応じてやはりデータとして条例がきちんとありますので、資料としてつけるような努力をしてみたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 館内でもともと加除式やめてホームページに収めたんだね。だからその加除をやめたけれども何冊かは加除しますという向きもあったんです。これが現状残っているのかどうか。皆さんだって恐らく条例、規則を参照する場合は、すべて頭

に入っているわけじゃないでしょうから、第何条何項となれば。その辺が今、我々議員との情報共有の度合いが～わけなんです。その辺の関係ね。いずれはホームページにも出す予定のようだけれども、そのことを含めて、印刷文書として今使えるものがあるのかどうか、その辺です。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 1冊ございます。それと、データをぎょうせいからいただきましたので、デジタルデータはございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第32号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第33号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部六平君） 日程第5、平成23年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤館和彦君） それでは、議案第33号平成23年度一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額29億6,850万。これについては、町内のがれき処理に係る災害廃棄物処理事業補助金であります。

14款県支出金2項県補助金、補正額3億9,298万円は、県の基金を充当した緊急雇用事業でございます。重点分野雇用創出事業補助金であります。

20款町債1項町債、補正額3億9,850万円。これについては、がれき等の災害廃棄物処

理に係る災害対策債でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

4 款衛生費 2 項清掃費、補正額33億6,700万円。これについては、水産物埋却処理業務委託料、それから民有地のがれきの撤去業務委託料、あわせて沢山地区がれき集積所の整備工事費でございます。

5 款労働費 1 項労働諸費、補正額 3 億6,298万円。これについては、緊急雇用に係る臨時職員賃金、それから重点分野雇用創出事業委託料でございます。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正、追加。

記載の目的、災害対策事業。限度額 3 億9,850万円。記載の方法、証書借入または証券発行。利率、年 5 %以内、ただし利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利息に借り換えることができる。

今回の災害対策事業の起債でございますが、これについてはがれき等の災害廃棄物処理の補助残に充当する起債でございます。充当率については100%、今年度元利償還金については95%が普通交付税措置、それから残りの 5 %については特別交付税措置ということになります。ということで、実質的な持ち出しは発生しないという状況になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第 2 表地方債補正、追加。（「進行」の声あり）

進行します。

6 ページ、歳入。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金。

14 款県支出金 2 項県補助金。

20 款町債 1 項町債。

進行します。

7 ページ、歳出。

4 款衛生費 2 項清掃費。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 私も災害からある時期まではマスクをしておりました。あれこれ。最近はやめた。ただ、言われるとおり古い建物等についてはアスベストがかなり残っておって飛散するというので。ほかではモニタリングといたしますか、調べているところもあるようですけれども。これは濃度によっては町民に対して、私の分野だけでも、外出はマスクをするようにとかそういうことを今でもした方がいいんだけど、その辺について何かデータとかありますか。いわゆる有害、特にアスベストの問題について。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 私のところではそういう状況でのデータはございません。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） もし、それをチェックポイントでやるとすれば、これはその自治体の責任なのか、それとも国、県がからむ全体なのか。町の責任だとすれば、まだがれきの山があるし乾燥して風がふけば大変な、ばいじんです。だからそういう面では含めてやはりそういう状況だから、マスクは外出の場合絶対するというのも必要かと思うんだけど、その辺についての手だてを講じるか、あとは自己責任だよというときにはマスクをした方がいいというのは一般論だけでも、その辺の考え方を。できれば本当は一度、そんなに高い経費じゃないと思うんだけど、そういうことをチェックする必要があるかないか。あると思うんだけど、その辺の考えはないですか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 確かにそう感じますので、財政措置も含めてきちんと考えていきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） 単純なことをお聞きします。がれき撤去のあれが25億の大変な予算が計上されているわけですが、自衛隊と民間との関係というのか、例えば車両割当だとか。やっていたと思うと民間の業者がいなくなって自衛隊が入ってくるとか、そういう調整はどこでどのように行われているのかということをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 毎日5時半から自衛隊さん県も入った頃もありましたけ

ど町の、うちの担当で打ち合わせ会を毎日夕方5時からやって、きょうはここはこうしよう、そして機械は町から出す、オペも出すといろいろやりくりを、毎日次の日やる段取りを決めております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） ちょっと及川議員との先ほどの関係もあるんですけども、雇用の問題。新聞等で大船渡で何百人とか大きい数字を挙げているんですけども、はたして大槌で実際にやろうとした場合に、人夫というのか、その辺はどうなるのかなと思ってね。大槌の言葉で言えば結構せっつき者が多いから。確保できるのかどうかというのをちょっと心配しているんです。今、中央公民館で一緒に寝起きしているんですけども、この人達出て稼いで、1日何百円でも稼げばいいかなと思って見ているんですけども。ちょっとその辺はどうなんですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 当初についてはやはり意欲のある方もあったみたいですが。ただ、ちらほらです、数は多くないですけども、やはり失業保険をもらえる間はもらいたいという方もいると思います。ただ、うちの方では今60人くらい、大槌の土木の方に採用されて働いています。そして今後の50人くらい雇う予定があると聞いております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） 女性はどうだ？まず。それで、やはりいい機会だと思うんです。期間は短くても、せっかくこういう仕事を与えられているわけですから、何とかやはり町の方で働きかけて一人でも多くの若者、若者と言いたいんですけどもある程度、50、60でも働けるわけだからその辺をうまく呼びかけて、何とか働く人を確保してもらいたいなという思いでおります。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。

東梅君。

○1番（東梅康悦君） この沢山地区のがれき集積所の関係で、産業振興課長が見えていきますのでお聞きいたします。今回の地震による津波によりまして、かなりの農地が仮設住宅敷地等になっております。本来であればいろいろ産業振興課なり農業委員会等が対応できる部分もあると思うんですが、こういう有事の際ということで今、地域整備課が中心になってやっているわけですけども、今後そういう敷地は農地法上どういう扱いになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 農振法、農業振興地域の整備に関する法律というものがあるんですが、町内の場合、枉内から、それから小鎚の方はほとんどこれに該当します。それで、この農地振興の除外をするためにはおおむね6カ月から8カ月の期間が必要です。今回の仮設住宅につきましては特例措置ということでこの農振法の 農地の土地の変更については省略できるということで進めておるんですが、次の段階になりますとその農振法の除外がありますのでなかなか、産業振興とすれば難しいものがあると思います。現状では企業の方のからみもあって産業振興の方で農地の関係についていろいろ調査もしておるんですが、どうしてもその農振法の除外の関係ですぐには取得的なという状況でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○10番（芳賀陽一君） がれき撤去のことについて伺います。先ほどミーティングで5時半から次の日のことをやっていると言っているが大まかでもいいんだけど、自衛隊のトラック、民間がいくら、そして重機がどれくらい入ってやっているのか。それで、きのう赤浜の方を回ったら赤浜の方は余り手が付いていないようだけれども、浪板は政治力が強いせいか浪板の方はきれいになっているんだよね。地域差があるのかなという感じも持っている。それで、 おれに力がないせいか、浪板は野崎さんの力がいいのか浪板はきれいに片付いたんだよ。その辺がどうなっているのか、公平性を欠いているのかなという気持ちを持ちますが、お伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 現在、町の業者さん、あと自衛隊さん、花巻市と遠野市の業者さんから応援をいただいております。重機の数なんですが、ダンプが110台くらい、あとバックフォア、爪で挟むやつなんですけれどもそれが65台、あとローダー10台、バケットが10台くらい。そしてパーティー数なんですが、町が25パーティーくらい、それは5人くらいの体制になります。あと遠野市と花巻市の業者さんの方が、7パーティー、自衛隊さんが15パーティー入っています。がれきの撤去に関して。あとその地区別なんです、赤浜にはきょうから現地に2パーティー入りしました。順次部隊をふやしていきたいなと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○10番（芳賀陽一君） どうもありがとうございます。それでもう一つ聞きたいだけ

ども、沢山地区にがれきを持っていくんだと。うーん、そうかなと。環境問題でそれでよかったのかなと。どこの場面でだれが決定したかわからないけれども、ほかに場所がなければ仕方がないのかなと思いつつも、例えば海から上がったものはどのような処分をするのか。あの海から上がった。ということは、安渡の浜に行ったらすごく悪臭が強くて目が痛いくらいだ。マスクどころの騒ぎじゃなくほおかむりして歩かなきゃならない状況にある。よく岡本さんたちはあその場所で生活しているなど思っているのかなと感じただけけれども。そして住民から言われるのは、やはり消毒の問題。海から上がったのは別なところに持って行くのか、それともがれきと一緒に積むのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 漁港及び漁場のがれきにつきましては、今回は国から委託されて県の方で進めております。これにつきましては今、漁協さんの方を通していろいろ人夫さん等についても補充しているんですが、その場で上がったがれき、またそれらにつきましては通常のがれきと同じように、同じ扱いで分別して廃棄するということになっているようです。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○10番（芳賀陽一君） がれき撤去を組合と相談していると言っているけれども、がれき撤去の点では組合の方で2,200万という予算をいただいて、組合女性であれ男性であれ1万2,000円の日当で2,000人分というような状況の中で予算をまあ来月あたりからやる予定だと。ただ、その沢山地区に漁場から上がったほたてとかあいうにおいはいつまで続くかちょっとわからないけれども、この沢山地区にあれを持ってきたらすごくは蠅が、うじもわいたりさまざまなことがあると思うんだけど、そういう悪臭の問題等は考えなかったのか、できればどこかの山の方に持っていくことができなかったのかなと。持ってきて置くことはいいんだけど、次に出てくる問題は悪臭。あそこは国道沿いでしょう、恐らく。それ相当のあれが出てくるのかなと。それを第2次で持っていくときに何年かかるのか。何か聞けば数年と言われるけれども、数年間悪臭も出ないかとは思いつつも、もし出た場合に、どのような対応を考えているのかということをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 今回の補正のがれきの委託の中に水産物の埋却処理業務委託料というのがございますけれども、これは実は水産加工場及び漁協さんの冷凍庫等でまだ建物が残っているところに魚等の残渣がありました。これらを今、計画では全部新山の元最終処分場の方に埋却することで保健所、県等の承諾を受けております。先ほどの漁場、漁港から上がったがれきの中でそれが水産物等に該当するものについては、あわせて新山の方に持っていくということで検討します。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 私も今、芳賀議員とちょっと似た感じを思っていますが、この工事請負費の7億4,800万、ちょっと勉強不足で申しわけないです。沢山地区のどの辺なのかということと、それから集積場の整備はどういう内容で、規模、その辺のところをご回答お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 沢山の薬王堂から安渡橋までの間の田んぼになります。それからやり方なんですけど、先ほども申しましたとおり、まずへどろをできるだけ取り除いて、その上に遮水シート、ベントナイト系なんですけれども、さっきも言いましたように釘とか何か鉄のものが刺さればそこからつゆが出たりしますので、それがぎゅっとなってしまうつゆを除くようなシートを全面に張ります。それが大体90万平米……、9万平米ほどになります。それで、やり方はその上に岩ずりを15センチくらい敷いて碎石を15センチくらい敷いてその上のがれきをのせるという段取りです。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 当然その環境問題は重要視しなきゃいかん問題だと思います。特に今の場所を聞きましたら、民有地ですよね。その辺は買い上げ料どういう契約になっているのか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今時点は契約単価的な面は調整中というか、固定資産税の評価額を割り戻して5%、6%、地目によって違いますけれども、それらで地権者の方にはそう多くはないという話で、一人の方だけから反対を受けていまして、あとは全部了解を得ました。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 民有地のがれき撤去の関係で、今後にかかわるけれども、見れば

わかるとおり町に出れば建物が残っていても撤去をお願いしますと。いずれ今、～しているのを終ればいずれは民家等の撤去がもう始まっているんです。私のことで恐縮だけれども、私の近所の問題でも大体大まかな残骸は自衛隊さんたちの努力でなくなりました。ただ取り代えるとすれば、まさに民地の基礎をどうするかという問題。それを仮に取ってしまえば隣地との境、境界があいまいになってくるということで、それをどう、本当はもともとは境がきっちりしているわけだけれども、その辺の後々トラブルになってくる。どういう活用をするかは別にしても、隣地との境が壊されちゃうとトラブルのもとになる。その辺が想定されるわけだけれども、その辺は今後どう、立ち会って改めて杭を打つのか、それとも、その辺の考えはどうなのか。めったにないケースなので、みんながみんな我が家を壊されて、そこからがれきだったわけだけれども。土台を含めて。その辺の関係は今後どう考えているのか伺います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 町の業者さん、自衛隊さん、打ち合わせ等も含めて基礎はまず故意には撤去しないと。ただ、この津波で壊れてしまったのはもうがれきとしてやりますけれども、今言ったように故意にはとらないように努めております。あとそれから底地の件なんです、そういう基礎等自分の土地を証明できるようなものについては手をつけられないものですから、近い将来やはり測量図あるいは隣接者同士の立ち会い、町道の確認、それが全部区画整理あるいは国土調査が入ったところを除いた部分についてはすべてやらなきゃならないと。その理由なんです、復興計画がどういうふうな形になるかわかりませんが、例えば今の土地を埋めなきゃならないとかとなれば当然底地がわからなくなりますので、事前にそういう測量調査はする予定でいます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

5 款労働費 1 項労働諸費。

伊藤安男君。

○13番（伊藤安男君） 重点分野雇用創出事業委託料、2億4,900万円。半端な金額じゃないと思うんです。これの、つまり重点分野というのはどの分野になるのかというちょっと疑問を持つんですが。この分野というのはどの分野であるのか。それからその雇用形態、そういうものについてちょっと理解を深めたいと思いますので、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 重点分野につきましては、緊急雇用創出事業の中の1項目でございます。今までは重点分野というのは全部で11分野ございました。介護、福祉、子育て等々でございますが、実は今回この震災の関係でこの重点分野の中に2分野追加になりまして、その2分野の一つが震災対応ということでありました。結局今回の震災に対応する臨時の賃金、緊急雇用として全部国の方で財源を持つということで、その辺の関係で今回の補正になりました。今言った金額につきましては、実は国の方、県の方から当初は県の方の補正予算で約2億円が地方の方に増額になりますという通知をいただいたんですが、さら6月の中旬に基金の方の増額をしてさらにこれからまた1億7,000万ほど増額をするということで県の方から連絡をいただきました。それでまだ正式な文書での通知は来ておらないんですけども、今回の補正におきまして約2億7,000万補正してございます。この中には重点分野として委託するものが2億4,900万、そのほかに町の方で直営で人夫さんを雇用するというものが別に入っておりますので、合わせて約2億7,000万の補正となっております。

○議長（阿部六平君） 伊藤安男君。

○13番（伊藤安男君） 大体説明はわかるんですが、つまり震災、被害をこうむった分野というふうに理解していれば、産業分野に区分していくと一番重点分野はおれは水産業だと思うんですね、漁業者のね。ほかの市町村ではもうそれなりの形で、独立した形で、工夫した形で水産業の立ち上げを行っているわけです。私はこの雇用創出は大槌町の復興の足がかり、つまり復興につながっていくというふうに理解してきました。つまり、当面の失業対策ではなく、失われた産業基盤をつくる。そうした分野を重点分野というふうに私は理解してきました。例えば漁業、今困っているのが、わかめにしろほたてにしろ種をつけても2年も3年も先に生産が出る。その間どうするのかと。困ってながらもその取り組みをしているわけです。やはり重点分野ということで考えてみれば、そうした分野に主に力を入れた形での雇用を創出していくべきだと思うんです。せっかくの予算です。私は本当に大槌町の漁業問題については、朝起きても夜寝るときでも、朝起きればすぐ新聞を見て今回の取り組みを眺めています、はっきり言って。そうした意味で考えれば、やはり重点分野の区分はしっかりした形の中で区分して、そしてその分野の再生に向けたきちんとした対策を講じるのが本当ではないですか。そう思うんです。やはり当面困っている失業対策ではなく、将来を見据えたきちんとした対応策を講じてほしいという気持ちであります。要望として終わります。（「そのとおり」

の声あり)

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 雇用問題はおっしゃるとおりで、町の復興、たくさんの方が地元を離れています。それはそれとして、今回の補正はまさにその場、臨時職員賃金と、それからあと委託料ですけれども、問題は、皆さん知っているとおりの多くの事業所が破壊され、壊されて、わかりやすい例はマストの例もあるしその他さまざまいろいろな、役場はもちろんで、雇用は当然なければやっていけないから正直。いずれ民間ではかなりこのところで再起できないという問題を含めて、これは私は産業振興の問題でなくて雇用問題で、まさに大変だと。これからあれこれ考えていく場合にも実態がどうなっているかということをごとまで、皆さんも大変でしょうけれども、つかまえているか。失業保険で当面やっている方はいいとしても、そうでない方も含めて、失業保険もいずれは切れるから、わずかな義援金では当然生活は賄いきれない。そういうこと等を含めて、今の段階でどこまで町内の雇用関係を把握されているのか。あるいは全般的にはまだ無理だということか、その辺について担当課の方でデータがあるなら開示してほしいと。それを前提にしてやはり先ほどのような議論が出てくると思うんだけど、その辺を伺います。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 先ほどの重点分野が、まさに失業保険、雇用保険が切れた後の一時的な短期的な雇用の場の対応ということで国の方から今回の補正で充当になったものでございます。それで、今、阿部議員ご指摘の雇用状況、特に失職、職を失った者の件数でございますが、実際には正確な数字は大槌町については把握できておりません。ただ、雇用保険の被保険者数の数値比較をハローワークとその都度やり取りしているんですけども、これでいくと釜石・大槌管内では2,002件、大槌と釜石を合わせて2,002件の受給資格がございます。このうち離職票を作成した方々が2,392件。これは5月23日現在でございますが、2,392件が離職票の作成を行っているところでございます。大槌町の場合には、この雇用の適用状況を見ますと、2月末から4月末の数字を見ますと、実際に雇用保険に入っている方々の人数が695人ほど減りました。これはハローワークさんの方の言葉をお借りすると、結局この方々が職を失ったということになると思います。先ほどの数値、釜石・大槌合わせて2,002件のうちの、恐らくこの離職表作成の数値からいって大槌町では700人ぐらいの離職者が今のところ出ているのでは

ないかと推定されます。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 確かに基幹産業は水産業です。もちろん大事です。さらに商業、商店会のこの間も会合があって、450の業者の方々が集まったそうですが、日常生活の必需品が町内で確保できないということが非常に、高齢者の方々も、支援物資はそれとしましても本当に自分がほしいというものは手に入らない。釜石方面に行かなきゃ、しかも駅から向こう、西側の方の中妻方面、小佐野方面に行かないと手に入らないというようなこともあって、大変不便な状況です。町内にも早くそういう雇用の場、すなわち雇用の場になるわけですが、その辺の立ち上がりはまちづくり、復興と関連するわけですが、毎日毎日その辺に真剣に対応していただきたいものだと思っておりますが、今現在、課長の段階ではどういう方針を持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 今回の臨時議会ではあくまでも緊急雇用の方の計上をしておりますが、次の6月ないし9月の段階では具体的な産業振興の方の支援の事業について協議させていただいて予算計上して協議したいと思っております。国の方の今回の一次補正の場合には、あくまでも個人ではなく、企業にしても事業主についてもあくまでもグループないし協同組合、団体に対する支援額が入っております。これにつきましては県の方を通じていろいろ、施策の内容については商工会、漁協さん等にも連絡をとりながらそれらの今後の方向づけについて検討しておりますけれども、次回ないしはその次の、6月ないし9月の議会の段階でそれらの支援も含めた内容についてお示ししたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） これとも関係があるから、商工会の話。商工会に加盟の方がどの程度あって、またその知る範囲のかなりの方々が今避難所生活をし、店舗も壊され、その実態等については商工会では把握しきれているのか。あと仮設店舗等でも立ち上がろうとしているところはどの程度あるのか。現状、商工会でわかることだろうけれども、担当課で押さえているところがあれば。かなりのところで仮設等で頑張っているところが見えるけれども、まだまだ町はがれきの山です。将来的にあそこに商店街ができるかできないかはまさにこれは復興計画とのからみでしょうけれども。海のそばですから。そのことを含めて、生き残っている事業者といますか、今、細々とでもやっている事

業者はどの程度あるのか。やろうとしている方、あるいはもうあきらめたと。私は何人も聞いています。もうやめた、一切やめたと、もう立ち上がれないという方もあります。その辺の実態等は担当課の方でわかるのかどうか、その辺について伺います。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 実は今回の国の方の一次補正の内容の中に中小企業という団体の方で国から指定を受けまして、仮設のプレハブの施設を、これはあくまでも商店、事業主、工場等の事業所も含まれるんですが、これを無償で貸与すると。あくまでもこれは敷地については町有地ないしは町が管理等をして町の方で責任を持って提供できる土地が前提でありますけれども、これについては今、町の方でいろいろニーズ調査等を行いまして、商工会の方と行っております。実は5月の連休中なんです、この関係で各商工会を通じて関係者の方々、全部で130人ほど集まったんですが、その方々に説明して、その帰りに希望する方々の調書をとりましたらば、約80件、個人も含めてなんです、商店も含めて、できれば仮設プレハブの建物を借りたいという要望がございました。土地等につきましてはほとんどまず一応大まかなところはこちらの方で確保しまして、今、中小機構さんの方には資料を提出しておりますが、まだ総体の事業が、国の方については予算が今回の一次補正ではほとんど需要にこたえられるような予算ではないということを前もって聞いていますので、実際にどのような配分になるのか、それを見た後に改めて中小機構の方で提出されるプランのほかに町の方で何らかの措置ができないかも含めて検討したいと思っております。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） ある事業者から、例えば先ほど課長がおっしゃった後だと思っただけでも、工業団地を町内のどこかに設置してもらいたいという要望を聞きました。それも聞いていると思いますが、業種によっては例えば水をたくさん使う業者だとか、乾燥でいいというような場所も、業種によっては違うと思うんですが、その辺を分けた。それから先ほどおっしゃったその仮設店舗。これは国の方で無償で提供するという、新聞でたしか160戸ぐらいあるが今は20戸ぐらいしか申し込みがないというような新聞記事を見たような気がするんですが、その辺は大槌町の場合どうなっていますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 個人の商店につきましては、今のところ現在の仮設住宅の近辺の土地をできれば確保して何カ所かに分けてプレハブをお願いしたいと思っ

います。それから事業所と工場につきましては、赤崎議員がおっしゃるようにまさいの工業団地につきましても土地を確保してございます。あとこれ以外のところにつきましてもまとまったところで、できれば集合体でプレハブが設置できるようにこちらの方で、土地は用意しております。

○議長（阿部六平君）（「進行」の声あり） 野崎君。

○18番（野崎重太君） きょうは臨時議会だから余りくどくど言わないが、6月の10日から定例会があるということで、それにさまざまな町の復興計画なるものも出てくると思っていて、それにどういうふうに我々もまかなっていけるのかなとそう感じているんですけども。6月の定例会を楽しみながら、我々議会としても議会議員らしく何かしらつくっていかねばと思っています。それはそれとして、今度の大地震に対してそれこそ不謹慎な言い方をするのかという思いもあるのかもしれませんが、3月までは町から出している関係の工事なんかも結構あったわけですけども、中には丸っきりなくなったところもあるし、まだまだ途中でやめているような工事もある。それこそすべて大槌町が全滅したわけじゃなく、生き残っている地域もあるわけです。そこにはその工事ははんばでどうしようもないような状況も見えているので、不謹慎だと最初に言いましたけれども、そういう生きている人たちの工事関係は、もちろん業者ももうなくなっている訳、正直。今後どういうふうにやってこの工事は終了しようとしているのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。（「本当は三月で終わってなければだめなの。」の声あり）

○地域整備課長（土橋清一君） 実は今、ご存じだと思いますけれどもがれき処理、あとは仮設住宅の造成工事、あと緊急のものがあれば各避難所の砂利をまいたり、いろいろそういうふうな意見が上がってきてまして、中断しているのも確かに、しっかり把握はしていませんけれども、業者の方からこの続きをまたやらなきゃならないよとかと言われたやつもありますので、それらのタイミングも難しいですけどもがれき等の進捗状況を見ながら、また造成工事の進捗、もうほぼでき上がってきているところもありますけれども、まだ少しそっちの方にも5パーティークらい入っていますので、それらの状況を見ながら検討していきたいなと思っております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第33号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

3時25分まで休憩いたします。

休 憩 午後3時19分

_____ ○ _____

再 開 午後3時25分

○議長（阿部六平君） 再開します。

_____ ○ _____

日程第6 発議第1号 東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会設置について

○議長（阿部六平君） 日程第6、発議第1号東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。及川 伸君。

○6番（及川 伸君） 発議案第1号、東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会設置について。

上記の議案を、別紙のとおり大槌町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

平成23年5月27日提出。

大槌町議会議長、阿部六平殿。

提出者、大槌町議会議員、及川 伸。

賛成者、大槌町議会議員、岡本大作、同じく阿部義正、同じく東梅康悦。

次をめぐってください。

東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会設置。

次のとおり東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会を設置するものです。

記

1、名称 東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会

2、設置の根拠 地方自治法第110条及び大槌町議会委員会条例第5条

3、目的 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う災害の復旧・復興対策について

4、委員の定数 7名

5、期間 本特別委員会は、その目的のため、議会の閉会中も調査を行うことができることとし、議員の任期または調査終了を議決するまで継続して行うものとする提案理由を申し上げます。

まずは、このたびの東日本大震災で被災されました多くの町民の皆様方に対しまして、衷心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

また、被災直後より災害支援をいただいております自衛隊を初め警察、消防、自治体関係者、そして他県からの多くのボランティアの皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災におきまして当町は未曾有の被害を受け、多くの町民が犠牲となり、また町の多くの財産が失われました。行政も甚大な被害をこうむり、加藤町長を初め 33 名の職員が犠牲となり、行政機能が低迷する中で、被災直後より役場職員たちが災害対策本部を立ち上げ、一丸となって復旧活動に取り組まれた結果、現在ではライフラインの一部の地域を除けばほぼ復旧し、物資の流通環境も改善し、町民の生活も被災直後よりかなり安定してきたように思います。

しかし、被災から 2 カ月半が経過したにもかかわらず依然 1,000 人近い行方不明者の捜索作業は難航し、町内には被災後の残骸が生々しく残り、町の衛生環境は次第に悪化しつつあります。また、仮設住宅の建設も思うようにはかどらず、町内各地には避難所を含めおよそ 6,000 人以上の住民が、先行きに不安を抱えながら避難生活を余儀なくされているというのが現状であります。その原因の多くは、町のリーダーを失いながら行政に任せきりにしてきた政治の停滞にほかなりません。

今こそ我々議会は、一刻も早く町民を安心させるためのメッセージと希望を持てるような対策を講じることが重要であり、そのために議会が一致一丸となって議会機能を発揮し、震災後の復旧と復興に向けてのスピード感ある取り組みが我々に課せられた責務であると考えます。よって、以上の理由によりまして、ここに東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会の設置についての提案をいたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞご理解とご賛同を得られますようお願い申し上げます提案理由といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

阿部祐吉君。

○17 番（阿部祐吉君） 提案者の及川議員に 感謝申し上げます。先般の議会の説明会の後、臨時会を開いてやろうということで合意しここに至っております。たまたま今般臨時会は当局提案はありますけれども、議会に要請したのはこのことをやろうということで、特別委員会 臨時会をやろうとした訳です。

それで、ただ、一つ一つの問題というよりも、流れには賛成ですけれども、特に期間の問題。これは議員の任期又は調査終了後に、これは一般的なパターンでございます。ただ、先般説明された当局の方向性の中で、7月、8月中に町長選挙及び議員選挙をしたいと。我々の任期は8月の末です。一つ伺いたいのは、それは最終的に選挙になるかまだ不確定要素がありますけれども、任期又は調査終了までとなっていますけれども、調査終了というのはこの問題は何年かかるかわかりません。現実的にはやはり任期満了をもってこの委員会は終る訳です。私はそう思う。そういう認識です、私は。そういう中で、なぜ委員7人に限定しなきゃならないのかというこのと問題。提案者が言うように議会がまず一致一丸、そのとおりです。このメッセージもそのとおり。ですけれども、今、私は議運で申し上げました、あと実質上3カ月あるけれども、選挙がからめば議会が当然立候補する方々は選挙に汗かくということになれば、このことにどこまで汗かくとなればお互い手を組もうと、一致一丸という言葉に出したのであれば、7人じゃなくてこの際全議員でやろうという、そういうことで私は議運に訴えまして、それで議運の中でまとまりました。ところが、きょう出た提案書を見ますと、提案者は同じですけれども賛同者も全部変わっていると。そしてまた6人から7人ということで一人追加になっておりますけれども、その辺が。一致一丸というからにはやはり、残った期間は短いんですよ。恐らく想定されるのは8月中の選挙。だとすれば皆さんも立候補する予定の方々はそれでも汗をかくとなれば、この際特別な方々にだけ汗をかかせるのではなくて、みんなで分け合ってやろうという私のその思いです。だからその辺について、提案者は任期満了というのをいつに想定して言っているのかその辺も伺いたいし、それからなぜ7人に、今回6人から7人になりますけど限定しなければいいのか。一致一丸という趣旨と反するんじゃないかと私は思うんです。説には賛成ですけれども。全会一致でやるとすればやはりその方がいいんじゃないかと。期間限定。あとは、選挙が終わった

後は当然ながら新しい民意を受けた議員さん方がどういう方策を講じるか、協議するかは別です。まして新しい町長さんが当然出るわけですから。そうなれば、そのときまさに手を組んで当局と一体になってやっていくということ。いわば暫定的な特別委員会にならざるを得ない。そうすれば、やはりこの際一部の人に苦勞をかけるんじゃないで、みんなで手を組みあつていこうというのが私の趣旨でございます。

ですから、修正とすれば定数をこの際、何か分科会が多くてもいいんだけど、実際上は全議員でやっていこうということを提案して、提案者のお考えを改めて伺いたいと。

それとあと一つは議長に言いますけれども、本来こういうのはもともと全会というのが前例でやってきたわけだから、議運で調整して質疑、討論なしというのが今までのパターンですから。今回は議運に出た資料と、今回また中身が違ってきているという、極めて不可解な状況があります。提案者にご苦勞さまだけども、その辺が。一致一丸という言葉と、やることはやはりまさに一致させなきゃならない。そういう理由だからね。その辺は何とか修正して、休憩をとつてもいいですから、何とか譲歩できないかと。そのことをまず提案者に訴えたいです。考え方を伺います。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6番（及川 伸君） 阿部議員の質問に答弁したいと思います。

まず任期につきましては、議員任期の条件と同等というような理解で、議員の考え方と同じということで理解いただきたいと思います。それから、委員定数7名の根拠につきましては、基本的に私の考え方は、副議長を筆頭に総務、教育民生、産業建設常任委員会の正副委員長をメンバーとイメージして7名ということで理解していただきたいと思います。先ほどから阿部議員の言われる一致一丸でという話ですが、まず私は全員で組織しますとその活動の機動力が落ちるといふようなことを考えまして、ある程度人数を抑えた方がよいのではないかと。もし全員でやるのであれば、初めから政務調査会という全員で組織した調査委員会があるのでそこで活動できたんだと思うわけですが、なかなかそれが機動しなかったということを考えますと、やはり人数を絞って活動した方がより機動力が出てスピード感もあるのではないかとこの考え方から、こういう特別委員会の提案をさせていただいた次第です。

それから、特別委員会での調査あるいは協議の結果のほかの議員への伝達に関してですが、3常任委員会がありまして今回のメンバーにはそれぞれの委員長がふくまれてお

りますので、この委員長が必要に応じて委員会を招集して報告会なり説明会をやれば、さらにその常任委員会が機動しまして議会全体として見ても活性化していくのではないかと、そういう観点からこの特別委員会の設置を要望したものであります。

それだけは理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17 番（阿部祐吉君） 言っていることはわかるんですけども、一つ答弁漏れがあります。議運に出した中身で、提案者は同じですけども、賛同者が3人とも入れかわっています。その理由は何かという問題と。だから議会運営委員会では調整して、ある案をもってタイトルから含めて出したけれども、それが～されていないという問題ね。確かに議員発議ですから一人賛同者がいれば出せます。ただ今回の場合はそういう問題でなくて、提案者がおっしゃるとおり一丸となってやろうということだから。そして今は時間も限定されているということ。だからその辺が何か無理があるんじゃないかと、私はそう思います。だからそうでなければ、常任委員会とおっしゃいますけれどもこれは2年交代で皆さんそれぞれの役割、会派、役割分担で現在の正副委員長があるわけで、議会全体を、いろいろな分野の方を網羅するとなればそれは限界があるんです、今の制度では。2年交代だから。次はおまえの番だという恰好、現実問題としたら。そういうことで、だから端的に言えば産業界いろいろな方、議員さんがおります。それらも含めてやると、やはりみんな、もちろんこういう時期ですから全会、全員そろうことはできないかもしれないけれども、そうしてやれば。これはそうでなくて改選後の議会であれば、いわゆる精鋭部隊を組織して2年、3年 やっていただけるけれども、今回はそういう時間限定があるから、せっきやく一致団結というのであれば、何かその辺がちょっと乱暴じゃないかと私は思うんです。自分が入らないから言うわけじゃないけれども。そういうことで、やはりぜひその辺を見直してみんなで賛成できるような中身に修正願いたいと、休憩含めて。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6 番（及川 伸君） 今の質問にご答弁いたします。

くどいようでありますけれども、全会一致、全員議会ということには私も根本的に考え方に相違はございません。ただ、この非常時ですので、少数精鋭でこういう大事に対して取り組むというのがやはり機動力、スピード感、そういったものに対してはいいのではないのかというところをご理解いただきたいと思います。それから、先輩議員に

対してお言葉ではありますが、議運の協議ということで、阿部議員の会派は既に2名と
なって阿部さんは議運のメンバーとして有効なのかどうかというところも含めまして、
有効性というところを逆に聞きたいのですが。それも含めてご理解をいただきたいとい
うふうに思います。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） ちょっと、及川議員に言います。誤解があります。今、確かに議
運の原点は会派代表でございますけれども、行方不明になった伊藤之夫議員は無会派で
も議運のメンバーに入りました。そういうことが慣例です。もともと議運は議会運営
でやってきたもので、会派代表でなくても やめてもいいんですけども、それ
が。でも、そうおっしゃるけれども、私はあの段階で、24日段階で議運のメンバーでし
た。私に資格が疑義があるというのは、それは過去の例も知らない議論です。そう言っ
ておきます。別に議論する訳ではないです。ですから、だからこそ全会一致でやろうと
いうことは、まずこの際期間限定だからやるということなんです。だから過去の歴史も
ちゃんとわきまえて発言してほしいということいいたい。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。（「もう少し元気よく」の声あり）芳賀君。

○10番（芳賀陽一君） 何で今ここで、あっちだこっちだとやっていて見苦しい、聞き苦
しい。確かに議運の委員長として議運にかかったときは出席者が3名だったの。だけ
ども成立するからしたんだけど、その中では固く守るような話でもなくてみんなで
やりましょうやと、じゃあ3人でもと。及川君が出されたのはじゃあここはちょっと訂
正しましょうやと。そういう中でやってきた話だから。今ここで二人であっちだこ
っちだとやっているよりも、それは趣旨に反することになる。休憩を求めます。

○議長（阿部六平君） 岡本君。

○15番（岡本大作君） 休憩してもいいんですけども、その前にちょっと議長に確認して
おきたいことがあります。

この特別委員会の設置については、先般の打ち合わせ会の中で、議員各位からぜひこ
の特別委員会を設置しようということで、そしてそのときにこの内容については正副議
長及び議運の委員長、その3名に任せたと。そしてその中で決めたことをきょう出
してもらおうと。そういう中で、私もその後の経緯は知りませんでしたが、及川議員が
この提出者になったということは、これは恐らく議長さんの方から及川議員に対して
それをまとめるようにという話があったんだと、そんなふうに私は理解します。そ
して、この議

員全員もそのときには正副議長及び議運の委員長にすべてを任せてある。そしてその任せられた3名が及川議員にその内容を精査するように申し伝えた。そんなふうには私は理解しますが、それでよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 議運がありました。議運で委員長も副委員長も全員でやりましょうということで、わかりましたと。だからそのとおりだと私は思っておりました。全員で。岡本議員に、3人で決めていいよというお話をしましたよね、帰るとき。やはりこれは全員でやった方がいいなということでいましたが、当局に言ったらこういうわけと言うから、じゃあまずその出方によって全員でやりましょうということをお話しました、出たあとですけれども。

芳賀君。

○10番（芳賀陽一君） 今、岡本議員の発言に対して正副議長と議運の委員長3人にお任せいたしますということを、耳が遠くなったのかそこを聞かなかったようなんだけど。そうであれば、議長が副議長と3人でこれをどのようにするかという場所を設ければよかったんだけど、そういう場所も設けなかったわけだね。で、議運に入っていたときに3名の出席者の中で、2名はまず東京に行っているということで伊藤安男さんと赤崎さん。その話の中で、そういうわけだったら任期までだからというようなことになったんだけど、今、議運にかかったお話とメンバーが違って来た、その賛成者が違って来たんだらば、もう一遍これは、こういうことはできるかできないかちょっと法的にはことはあれだが。だから、一時中断してお話し合いをしながらまずやっていく方がいいんじゃないかと思います。休憩して。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○18番（野崎重太君） あのね、今ここで大槌町がこれだけの災害をこうむって、その議会としての対策協議会、それをつくろうとしているときに、だからもちろん本当は全員でやればこれは一番いい。ただ、今の及川君が言うように、そこには我々の大槌町には常任委員会というのが三つあるという。それが一つの全員の中の代表なのさ。その委員長、副委員長が来ればほとんど全員と同じだ、正直に言って。それを何でもかんでも全員だからということはそんなの抜きにしても、やってはどこまでも今度は常任委員会そのものは何だったんだと言われる。そういうことではなく、とにかく例えばそこで6人でも7人でも選ばれようが、本来は全員のこの復興対策なんだよということをみんな認識しなきゃだめだろう。何そんな こっちのせいだのと、人のせいにしてはだ

めだ。

○議長（阿部六平君） 皆さんがそれを認識していると思います。

暫時休憩します。

休 憩 午後3時 分

○

再 開 午後3時 分

○議長（阿部六平君） 再開します。

質疑を終結いたします。

伊藤安男君。

○13 番（伊藤安男君） 今の取り扱いについて、ご提案したいと思うんですが。先ほどの阿部議員さんの質疑についての件です。例えば阿部議員さんの要望は全員でということになるわけですが、もしここで全員を希望するのであれば、やはり形とすれば動議としての提出が正しいと思います。動議として受け付けて、その扱い方を議長が取り扱って、それを議題としてその動議を可決するか、否決するかについて処理されるべきだと思います。以上のようにこの扱いを要望します。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○17 番（阿部祐吉君） あのね、そんな問題じゃないの （「多数決をやれ」の声あり）（「発議案だべ」の声あり）一致一丸をやれやれ。

○議長（阿部六平君） 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、7人の委員をもって構成する東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。（「異議あり。採決」の声あり）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

本案について、7人の委員をもって構成する東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 4 1 分

○

再 開 午後 3 時 4 3 分

○議長（阿部六平君） 再開します。

東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員の選任を行います。

特別委員は、大槌町議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっておりますが、先ほど事務局が配付した名簿のとおり指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員が決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3 時 4 4 分